

令和4年度第1回鴨川市介護保険運営協議会

1 日時 令和4年10月24日（月） 午後1時30分から午後3時10分まで

2 場所 鴨川市総合保健福祉会館 2階 研修室

3 出席者

（委員 6名）

磯貝 芳弘 酒井 龍一 宗政 智子 金井 重人 榎本 豊 和泉 悟

（市 14名）

長谷川孝夫市長

健康推進課 角田守課長

笠井千種課長補佐

健康推進課 保健予防係 尾形正一郎係長

保健予防係 野村浩子主任保健師

福祉総合相談センター 田中和代主任保健師

福祉総合相談センター 門脇まゆみ副主査

介護保険係 石井和美係長

介護保険係 安田駿佑主事

福祉課 鈴木克己課長

四宮俊英課長補佐

地域ささえあい係 大久保昌代係長

福祉総合相談センター・長狭 平川健司副主査

福祉総合相談センター・天津小湊 山口聡子

4 欠席者

（委員 1名）

大作 房子

5 傍聴人 1名

6 会議

（1）開会

（事務局 笠井課長補佐）

皆様、こんにちは。本日の進行を務めさせていただきます健康推進課の笠井と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。会議に入ります前に、あらかじめご案内いたします。

本会議につきましては、鴨川市附属機関等の設置及び運営に関する指針及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき、原則公開となっております。傍聴を希望

される方がいる場合は、所定の手続きを経た上で、傍聴していただきます。本日は、1名が傍聴を希望されております。

また、この会議は会議録作成のために録音させていただき、市のホームページにて公開することとさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

(本日の流れの説明と資料の確認)

(事務局 笠井課長補佐)

それでは、令和4年度第1回鴨川市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、大作房子委員の1名でございます。

よって、本日は、過半数の委員にご出席を頂いておりますので、鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、本会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは、次第により進めさせていただきます。

榎本豊会長から挨拶を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。

(榎本会長)

本日は時節柄大変お忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の議件ですが、今年度は第8期の介護保険事業計画の2年目となりますので、現在の進捗状況の報告と第9期に向けての調査等について、このあと事務局から説明がありますので、委員の皆様方の忌憚のないご意見を伺いたいと存じます。何とぞご協力のほどお願いいたします。

(事務局 笠井課長補佐)

ありがとうございました。

続きまして、鴨川市長長谷川孝夫よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(長谷川市長)

改めまして、皆さん、こんにちは。感染症対策並びに飛沫防止の観点から市議会の常任委員会等では座ったままで挨拶をさせていただくというような関係もあり、本会議におきましても着座にてご挨拶させていただくことをお許しいただきたいと思います。

市の情勢等も含めまして、ご挨拶させていただきたいと存じます。大変秋らしくなって参りまして、鴨川におきましてもこの季節が一番いい季節なのかなという想いをしておりますが、農家におきましても、田んぼのお仕事も一段落ついたというような話も聞いております。しかしながら、物価高騰、円安ドル高等々によりまして、市民の生活、経済状況はたいへん厳しいというような声も聞かれております。本市といたしましても、これらにしっかりと対応していかなければならないことから、国の臨時交付金等も活用するこ

とし、先の 21 日に臨時市議会を開催させていただきました。

そうした中で、子育て世代に対する生活支援、あるいは農家、漁業関係者等に対しまして、油代や肥料も大変高くなっているというようなことから、肥料等価格高騰の支援についても決めさせていただいたところでございます。

詳細につきましては、広報かもがわやインターネット等でも配信させていただいておりますので、ご覧いただければたいへんありがたいと思います。

そして、新型コロナウイルス関係の対策についてですが、今少しずつ下火になっているようでございますが、ここへ来て、また少し増えてきたというような話も聞いております。正直に申し上げまして、大変困ったなというような状況でございます。市民の暮らし、命をしっかりと守るためにはというような視点に立って考えると、私は何よりもワクチン接種が必要であろうと想着ているところで、原則的には 1 回目 2 回目を打たれた方に対しまして、次の接種に向けて今その準備をしているところでございます。2、3 日前までは、国では、次の接種までの期間が 5 か月以上空くことと言われておりましたが、ここへ来て 3 か月経過したならば打ってもよい、というようなことも安房医師会の中で決定されたようで、それを受けて、私どももしっかりとその環境を整えて参りたいと思っております。

特に、オミクロン株に対するワクチンということで、65 歳以上の方々へのインフルエンザワクチンも重症化予防のためにもしっかりと対応して参りたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

さて、本日、令和 4 年度第 1 回の鴨川市介護保険運営協議会を開催させていただきました。皆様方には、大変お忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃より介護保険事業の円滑な運営にご尽力を賜っておりますこと、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

ご案内のとおり、2025 年に団塊の世代が後期高齢者となる一方で、介護人材の不足が予想されますことから、持続可能な介護保険制度の構築が求められております。このため国では、本年 10 月から介護職員の収入を 3 % 程度以上引き上げるなど、更なる処遇改善を図っております。

本市におきましては、令和 3 年度から 5 年度までを期間とする第 8 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、各種の施策を積極的に推進しておりますが、2 年目となる本年度は、次期計画の策定に向けた住民アンケートを実施する重要な期間であります。

さらに、今年 4 月に鴨川市福祉総合相談センター・長狭を開設しました。誰もが住み慣れた場所で自立生活が送れる社会を実現するためには、各地区の福祉総合相談センターと関係機関が連携を図りながら、医療、介護、予防、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアの推進が不可欠であると存じます。

実はこの件につきまして、先般、安房地域の各自治体の公立病院の方をパネラーといたしまして、私も出席させていただきましたが、今後の地域包括ケアをどのように進めていったらいいのかという話し合いが、長狭学園で開催されました。本市におきましては、素晴らしい病院が出来上がったところでございますので、この地域包括ケアにつきまして、しっかりと対応して参りたいと思っております。

今後とも、円滑な介護保険事業を通した地域共生社会を目指し、取組んで参りますので、委員皆様には、引き続きのお力添えをお願い申し上げます。

この後、審議案件として、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の進捗状況等につきまして、担当から説明させていただきますので、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶に代えさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(事務局 笠井課長補佐)

ありがとうございました。

これより、議事に入らせて頂きたいと存じますが、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項では、会長が会議の議長になり議事を整理するとされておりますので、会長に議事進行をお願いしたいと存じます。それでは会長、よろしくお願いいたします。

(榎本会長)

改めまして、議長の榎本でございます。

会議の時間でございますが、このあと1時間程度とさせていただきますと存じます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それではここで、本会議の議事録署名人を指名させていただきます。和泉悟委員にお願いできますでしょうか。

(和泉委員 了承)

(榎本会長)

それでは、和泉委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。これより、議事に入ります。

まず、始めに、議件1「令和4年度高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況について」を議題といたします。質疑応答は、事務局からの説明が終了した後にお願いいたします。

なお、発言される場合は、最初にご自身の所属と氏名を名乗ってくださいようお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局 介護保険係 石井係長)

健康推進課介護保険係石井でございます。介護保険事業の推移について、ご説明させていただきます。着座にて失礼します。

お手元の資料1-1の1ページをお開きください。ここでは、介護保険事業の過去からの推移と、令和4年度の状況等を記載しておりますが、時間の都合上、要点のみご説明さ

せていただきます。

まず、1 ページでは、要介護認定者数の推移をまとめております。特に、中段の網掛けをしている行ですが、令和4年3月時点での認定者数でございます。認定者数は合計で2,434名となっており、平成25年3月と比べると、約1割強の増加となっておりますが、平成30年度、令和元年度と比べると、大きな差がなく、むしろ年度によっては減少しております。

続いて、2 ページをご覧ください。こちらは、介護度別の認知症の人数をまとめております。また、下段では被保険者数をまとめており、令和4年3月時点での鴨川市の65歳以上の被保険者数は12,248名で、40歳から64歳の特定疾病で認定を受けている方を含めると12,292名となっております。

次に、3 ページを飛ばして、4 ページをご覧ください。こちらでは、要介護認定を受けて、実際にサービスを利用している方の人数となります。令和4年3月、4月、8月とまとめておりますが、一番下の8月分の介護サービス利用者をご覧ください。

下から2行目の合計欄では、2,310名が何らかのサービスを利用しております。内訳ですが、居宅サービスを利用している方が、1,510名、地域密着型サービスを利用している方が329名、施設サービス利用者が、471名となっており、介護度の変更やサービス利用等で重複するものもありますが、認定を受けた方の多くが介護のサービスを受けていることになります。

5 ページをお開きください。①では、居宅でサービスを受けている方の内訳になります。要介護1、要介護2の認定者が多く、全体の5割となっております。

6 ページをご覧ください。②では、地域密着型サービスの利用者の内訳となります。グループホームや小規模のデイサービス等を利用されている方になりますが、やはり要介護1、要介護2の認定者の利用が多く、全体の5割以上となっております。

7 ページをお開きください。③では、施設サービスの利用者をまとめております。特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設、介護医療院とサービスの種類別にまとめておりますが、要介護3、4、5の方が、全体の8割以上を占めております。

9 ページをお開きください。ここでは、保険給付費について、推移をまとめております。網掛けをしております、令和3年度の実績額については、40億6,034万3,228円となっております。

10 ページをお開きください。こちらは、給付費の内訳でございます。円グラフをご覧くださいと、居宅サービスは、全体の約47%で、約19億472万円。地域密着型サービスは、13%の5億2,758万円。施設サービスは、約40%の16億2,802万円となっております。

続いて、下のグラフをご覧ください。居宅サービスの内訳ですが、訪問介護が最も多く、続いて通所リハビリ、デイサービスの利用が多い状況となっております。

11 ページをお開きください。地域密着型サービスの内訳ですが、グループホームが最も多く約39%、続いて地域密着型の通所介護が33.7%、地域密着型介護老人福祉施設が12%となっております。

続いて、施設サービスですが、特別養護老人ホームの介護老人福祉施設が49%、介護老人保健施設が23.3%、介護療養型医療施設が約21%、令和2年度に新たに施設サービスとして整備された介護医療院が6.4%となっております。

12ページでは、令和4年度の月別の保険給付の推移を表しておりますが、中段をご覧ください。4か月の実績の平均値で年間の予定額を算出したところ、39億7,132万円と見込みました。その下の計画値である40億8,354万4,000円を下回る推計となっております。

最後に、13ページでは、介護給付費の基金の積立状況について、まとめております。一番下の第8期の令和4年9月時点での積立状況ですが、2億7,370万円となっております。本市では、第8期の保険料基準額は、第7期と同額としていることから、年々積立金が減少している状況です。この積立金の残額は、次期保険料を設定する上で大きく影響するところですので、これからも保険給付費等の推移については、注目して参ります。

以上で、説明を終わります。

(榎本議長)

ありがとうございます。続きまして、介護予防事業についてお願いします。

(事務局 保健予防係 尾形係長)

続きまして、2点目の介護予防事業についてご説明をさせていただきます。保険予防係の尾形と申します。よろしくお願いいたします。

資料は、引き続き資料1-1、14ページをお開きください。私からは、健康づくり及び介護予防の推進に係る本年度の事業実施状況について、ご説明させていただきます。

始めに、大きな2、健康づくりの推進の①生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底でございます。

要介護の原因疾病の一つである脳血管疾患をはじめ、各種疾病の原因となる生活習慣病の予防などを目的としまして、40歳から74歳までの鴨川市国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査、また75歳以上の方等を対象とした後期高齢者の健康診査を行い、疾病の早期発見及び重症化予防に資する取組みを進めております。

また、死因の第1位を占めるがん等の早期発見に資するため、各種がん検診のほか、肝炎ウイルス検査、骨粗鬆症検診などを、ふれあいセンター、各医療機関において実施しております。

また、特定健康診査及び各種がん検診につきましては、受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めております。

次に、②食育の推進でございます。食生活改善推進員から構成される、食生活改善協議会との連携により、子どもから大人までを対象として、栄養バランスに配慮した食事と運動習慣の定着に資する啓発活動等を実施しております。

次の15ページをお開きください。③予防接種の促進でございます。特に高齢者を対象としたものとしまして、インフルエンザワクチン、そして肺炎球菌ワクチンの接種に

際して助成を行っております。また、令和4年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルスワクチンを臨時接種とし、現在も4回目等の追加接種を実施しております。

続きまして、大きな3番介護予防の推進です。①が生活機能の低下の恐れがある高齢者を早期発見し、適切な介護予防や生活支援に繋げる事業であります。介護予防把握事業になります。②が、地域での高齢者の集まり等にお伺いし、認知症やフレイル予防として、栄養、運動、口腔ケアなど、健康教育、相談を実施する介護予防普及啓発事業。次ページ③が、地域の健康、生きがいづくりに関するボランティア活動の支援を行う地域介護予防活動支援事業。④が、介護予防事業の実施プロセス、実施状況につきまして、本会議に加えて、健康づくり推進協議会等の場で、評価、検証を行う一般介護予防事業評価事業でございます。最後に⑤が、住民主体の通いの場等へリハビリ専門職を派遣し、運動、認知機能の評価と個別の状況に合わせた助言、指導を行う地域リハビリテーション活動支援事業でございます。

一般介護予防事業につきましては、コロナ禍にありまして3密を避けながらの実施となっております。令和4年度も、引き続き感染症予防対策を講じながら、介護予防知識の普及、啓発に積極的に取り組むとともに、コロナ禍の外出自粛の影響で心身機能、生活機能が低下した高齢者の早期把握と早期支援に努めて参りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、介護予防事業に関するご説明とさせていただきます。

(榎本議長)

続きまして、高齢者福祉サービスについてお願いします。

(事務局 地域ささえあい係 大久保係長)

続きまして、3点目として、高齢者福祉サービスについて説明をさせていただきます。福祉課地域ささえあい係の大久保と申します。よろしくお願いいたします。

資料は、引き続き、資料1-1の17ページをご覧ください。それでは、高齢者福祉の推進に係る令和4年度の主要事業について説明いたします。

まず、社会参加と生きがいづくりの促進についてでございます。老人クラブ活動等事業であります。この事業は、単位老人クラブ活動事業、高齢者向けスポーツ普及事業等の運営支援に取り組んでおります。現在、鴨川市老人クラブでは、17団体、約560名が活動しております。支援という形では、次のシルバー人材センターの自主的な運営の基盤の確立に向けた支援も併せて取り組んでおります。

それでは、次の18ページをご覧ください。地域ささえあい体制づくりでは、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活が出来るように様々な事業者と連携した見守りネットワークの充実を目的に地域の見守り協定を推進すること、また、安全で快適な生活の確保では、避難行動要支援者支援事業として、地域防災計画に基づく避難行動要支援者名簿の作成及び災害時での活用を図り、実践的な防災の推進を図るものでございます。

次に、高齢者福祉サービスの充実の緊急通報体制整備事業でございます。在宅のひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報システムを設置することで、急病等の緊急事態における、

日常生活上の不安を解消し、在宅高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とするものでございます。緊急時の対応や日常の安否確認などが行えるように、ALSO Kあんしんケアサポート株式会社へ委託を行っているものでございます。

続きまして、次の19ページ高齢者孤立防止事業でございますが、ひとり暮らし高齢者を定期的に訪問し、孤立感の解消や、孤独死の防止を図るものでございます。鴨川市社会福祉協議会に委託し、現在の対象者は約550名でございます。

次は、高齢者保護ショートステイ事業でございます。家族から虐待を受けた高齢者または災害等により、在宅での生活が困難になった高齢者を特別養護老人ホーム等に一時的に保護することで、高齢者の生命及び身体の安全を確保し、高齢者の権利利益の擁護を図るものでございます。

最後は、老人福祉施設措置事業でございます。環境上、経済上の理由のために、在宅生活が困難な者を養護老人ホームへ入所させる事業で、市内外の5カ所の施設に現在49名を入所措置しております。

以上、簡単ではございますが、高齢者福祉サービスに関する説明とさせていただきます。

(榎本議長)

続きまして、地域包括支援センター事業についてお願いします。

(事務局 福祉総合相談センター 田中主任保健師)

地域包括支援センター事業について説明いたします。鴨川市福祉総合相談センター田中と申します。よろしくお願いいたします。本日の資料1-2をご用意ください。

まず、目次をご覧ください。鴨川市福祉総合相談センターは、介護保険法に基づく地域包括支援センター事業1、2と地域支援事業3、4、そして介護保険法以外のその他の事業として、介護人材確保対策事業と生活困窮者自立相談支援事業を行っており、総称して福祉総合相談センター事業と呼んでいます。本日は、福祉総合相談センター事業のうち、地域包括支援センター事業と地域支援事業について説明をいたします。

資料1ページをご覧ください。今年度4月から新たに鴨川市立国保病院に福祉総合相談センター・長狭を設置しましたので、福祉総合相談センターの実績は今までの福祉総合相談センター・天津小湊に加え、長狭の実績を記載しています。65歳以上の相談実績では、3つのセンター併せて、介護保険関係のサービスに関する相談が多くなっています。

資料3ページをご覧ください。地域包括支援センター事業のうち、包括的、継続的ケアマネジメント事業の実績です。この事業は、介護支援専門員がスキルアップを図る機会を作るとともに、関係機関とのネットワークづくりを支援する事業です。

福祉総合相談センター・長狭では、居宅介護支援事業所と事例検討会を行い、センター職員、及び介護支援専門員の資質の向上を図っています。介護支援専門員からの相談件数には、その事例検討会の実績も含まれています。

資料4ページをご覧ください。地域包括支援センター事業のうち、権利擁護事業についての実績です。高齢者の権利擁護を目的とした事業ですが、特に高齢者虐待について説明

いたします。昨年度までは、高齢者虐待の対応は、福祉課地域ささえあい係と市直営の福祉総合相談センターと天津小湊が対応をしていましたが、今年度は、福祉総合相談センターが3か所となったため、各センターがそれぞれの担当地区を持ち、対応する体制に変更しました。これにより、より身近なところできめ細やかな相談が受けられ、養護者に寄り添いながら、虐待防止に向けた取組を行う体制となりました。

資料6ページをご覧ください。地域包括支援センターを3か所とし、機能強化と役割分担を図っています。鴨川市福祉総合相談センターを基幹型地域包括支援センターとして、3つのセンターの統括や各センターの後方支援を担っています。

福祉総合相談センター・天津小湊は、担当エリアに認知症疾患医療センターや認知症カフェ等を有することから、認知症対策推進の機能強化型地域包括支援センターとしました。

また、福祉総合相談センター・長狭は、国保病院に併設していることから、医療介護連携推進の機能強化型地域包括支援センターとしました。

今年度から3つのセンター体制で、相談対応や地域作りを推進していきます。各センターにおける地域包括支援センターの実績は資料に記載のとおりです。

次に、資料7ページをご覧ください。ここからは、地域支援事業についての説明になります。まず、家族介護支援事業について、この事業は、認知症高齢者を介護する家族を対象とした交流会や勉強会を開催し、介護負担の軽減や在宅介護が継続できるよう支援する事業です。

認知症家族のつどいでは、今年度、福祉総合相談センター・天津小湊主催により、介護老人保健施設たいようで、家族のつどいを開催し、10名の参加がありました。

次に、認知症高齢者等見守りシール交付事業についてです。この見守りシールは、徘徊高齢者を早期に発見、保護し、家族に引き渡すための取組です。今年度は、9月末時点で既に6名に交付しています。認知症高齢者の衣服や杖や鞆にQRコードのついたシールを貼り、徘徊高齢者を発見した人が、そのQRコードを読み取ると、申請時に登録してある家族やケアマネジャー等のメールアドレスに、QRコードが読み取られたとの情報が送信され、早期発見につながるようになっております。実際に、QRコードが読み取られ、早期の保護につながった事例もあります。

8ページをご覧ください。地域支援事業のうち、成年後見制度利用促進事業について。この事業は、認知症により判断能力が低下し、身寄りもないために、財産管理や身上保護ができない高齢者を成年後見制度の利用により支援するものです。

鴨川市長による申立は、9月末現在で4件ですが、12月末までに更に4件の申立予定があり申立件数は増えています。成年後見制度利用につながる事例としては、民生委員やケアマネジャー、医療機関からの相談の他、警察からの通報を通して市長申立につながるケースもあります。

9ページをご覧ください。地域支援事業の認知症サポーター養成事業についてです。この事業は、認知症に対する正しい知識を持ち、地域全体で認知症高齢者への支援ができるよう認知症サポーターの養成により、住民や専門職の意識向上を図る啓発事業です。コロナ禍で大人数の啓発は難しい状況ですが、3回開催されています。今後も、少人数での

講座開催を計画するとともに、小中学生への啓発も呼びかけていきたいと思っています。

続いて、資料 12 ページをご覧ください。地域支援事業、在宅医療介護連携推進事業について。この事業は、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう医療と介護の専門職同士のネットワーク化や住民啓発を行う事業です。今年度は、医療介護連携推進機能の強化型とした福祉総合相談センター・長狭を中心に事業を実施しています。

医療機関や介護サービス事業所のリストやマップ作成のほか、医療介護関係者の研修として、10 月 16 日には「地域医療から地域福祉へ」と題した研修会を長狭学園で実施しています。その他、地域住民向けの啓発として、かもがわ寺子屋と題した web 研修も計画されています。

資料 14 ページをご覧ください。地域支援事業の、認知症初期集中支援推進事業について。この事業は、認知症及び認知症が疑われる高齢者宅を訪問し、生活全般のアセスメントを行い、必要な支援方法の検討を行う事業です。

本日の委員として出席していただいている東条メンタルホスピタルの金井重人先生を始めとする認知症専門医や認知症認定看護師等の専門職チームで支援を検討し、専門医の受診や介護保険サービスにつなげるアドバイスをいただいています。今年度は 15 件の相談があり、現時点で 8 件の事例が医療や介護サービスにつながっています。

他の事業については、時間の関係で割愛させていただき、以上で説明は終了させていただきます。

(榎本議長)

事務局から、議件 1「令和 4 年度高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況について」の説明がありました。

ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(金井委員)

安房医師会の金井です。①介護保険事業の推移についてですが、これは健康寿命を延ばしていくということが目標であるかと思いますが、要介護度の重い方が少なく、できるだけ要支援、要介護の軽い方を維持していく、というところを目指されているかと思いますが、1 ページ目の要介護認定の推移を見ると、要支援の方が増えてきて、要介護度 4・5の方が減ってきているのを見て取れます。9 ページの給付費についても、令和 3 年度は減ったということで、目指すところに近づいてきているのかな、というのが見て取れますが、市としてはこの辺のところを、どのように分析し、減ったということについて、他に何か要因を考えているのか、お聞かせください。

(事務局 角田課長)

金井委員から、給付費が、昨年より比べて少し減っているということで、これについては、介護予防の事業が功を奏しているかどうかのご指摘かと存じます。

これについては、金井委員の仰るとおりのことも言えるかと存じますし、令和 2 年、3

年とコロナの関係でサービスの検証がまだ出来ていないものですから、コロナ関係の要素もあるかと思います。

また、冒頭での市長あいさつでもありましたように、団塊の世代の方々が、今後 75 歳に入りますので、介護率が高くなるので給付費が単純に今後減っていくかという、正直はっきりしないところがありますので、今後の推移を丁寧に見ていきたいと思います。

(宗政委員)

宗政と申します。よろしくお願いします。17 ページの、高齢者の福祉サービスの実施状況とありますが、内容的にコロナの状況を受けて、数年の実施状況がだいぶ異なっていると思いますが、実際どんな実施状況なのかについて、もう少し教えていただきたい。

(事務局 大久保係長)

老人クラブの活動事業等だと思うのですが、こちらにつきましては、昨年、一昨年とコロナの影響により活動ができず、今年度になりまして、感染予防の対策を取りながら活動するようになっております。最近でも、囲碁将棋大会ですとか、グランドゴルフ大会等、また県の大会にも参加する形で、今後は対応していくということで聞いております。

(金井委員)

今回説明のなかったところですが、④地域包括支援センター事業のなかの介護人材確保対策事業というところで、これは国全体の問題ですが、今や生産人口が減ってきて、働き手がいなくなっていったって、そのなかで介護という職種がどうしてもなかなか人気がなく、なり手がないというのが国全体の問題で、この鴨川市に関しても、介護人材が不足しているということが表面化してきていると思います。それによって、介護サービスを受けたくても、ヘルパーを増やせないとか、そういう問題も病院で就業していると、患者さんたちから相談を受けるが、外国人人材を取り入れたり等、とにかく生産人口を増やしていくことを考えない限り、この問題を解決できないと思っているが、市としての取組、今後をどうしていくかというところをお聞かせいただければと思います。

(事務局 角田課長)

金井委員さんから、介護人材についてのご質問いただいております。各委員の皆様に、現在行っている介護人材に関するアンケートをお渡しします。

(介護人材に関するアンケート用紙を各委員へ配付)

(事務局 角田課長)

鴨川市の介護人材の雇用につきましては、こちらの資料にありますとおり介護事業所にスタッフとして従事されている方が、スキルアップを目指す場合の介護の実務者研修、介護に興味がある方については、介護初任者研修を併せて実施しております。

一昨年から、現在学生で将来介護分野に就職したいという方につきましては、介護人材確保の奨学金を立ち上げ、事業を実施しております。

しかしながら、そのような手を打ちましても、市内事業所の皆様方からは、介護人材の不足のご指摘をいただいております。

これにつきまして、今一度確認をしたいということで、各委員にお渡ししたアンケートを市内 100 弱の事業所に、このアンケートを実施しておりまして、スタッフの不足状況、介護人材の確保についての状況、そして金井委員よりご指摘いただきました介護人材の特に、国でも特定技能等の外国人材を受け入れてきておりますので、そういった意向について、各事業所にアンケート調査をさせていただいております。

また、千葉県でも外国人留学生のプログラムも立ち上げておりますので、鴨川市も検討しております。

つきましては、今後市内の介護事業所、事業に興味のある事業者とご相談をさせていただきながら、検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(金井委員)

ありがとうございます。

(榎本議長)

他にご意見等ございませんか。ご意見が無いようです。それではお諮りいたします。

議件 1「令和 4 年度高齢者保険福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況について」は、ご承認いただけますでしょうか。

(承認)

(榎本議長)

それでは、次の議事に移らせていただきます。

続きまして、議件 2「介護予防支援事業所等の指定等について」を議題とし、審議したいと存じます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局 石井係長)

それでは、介護予防支援事業所等の指定等について、説明をさせていただきます。

資料 2 をご覧ください。はじめに、介護予防支援事業所についてですが、委員の皆様にはすでにご案内のとおり、今年 4 月 1 日付で、新たに介護予防支援事業所として鴨川市福祉総合相談センター・長狭を保険者の同意を得て指定を行いました。

続きまして、2、居宅介護支援事業所の指定更新についてですが、亀田総合病院居宅介護支援事業所の指定期間が、令和 4 年 4 月 30 日をもって満了となることから、5 月 1 日付で指定更新を行いました。

続きまして、3、地域密着型サービス事業所の指定廃止について、2事業所ございます。1つ目の事業所は、ヤックスデイサービスセンター鴨川が、7月31日付で廃止、2つ目の事業所は、デイサービスセンターふく笑らい・海が、9月5日付で廃止となっております。ヤックスデイサービスセンター鴨川は、受入れ定員数を増加するため、新たに県の指定を受けたものでございます。ふく笑らい・海につきましては、同系列の2か所の地域密着型サービスを江見地区にて展開しておりましたが、1か所に統合し、事業の効率化が図られたものでございます。

なお、ふく笑らい・海につきましては、総合事業の事業者としても市の指定を受けておりましたが、同様に廃止となっておりますので、併せてご報告させていただきます。

以上、事後報告という形ではございますが、各事業所の指定等の説明とさせていただきます。

(榎本議長)

ただいま、事務局から、議件2「介護予防支援事業所等の指定等について」の説明がありました。

これから、委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。ご意見等がありましたら、発言をお願い致します。

ご意見等がないようです。それではお諮りいたします。

議件2「介護予防支援事業所等の指定等について」は、事務局から説明のありましたとおり、ご承認いただけますでしょうか。

ご異議もないようですので、ご承認いただけたものと認めます。

(榎本議長)

続きまして、議件3「第9期高齢者保険福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた基礎調査について」を議題とし、審議したいと存じます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局 石井係長)

それでは、第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた基礎調査について、説明をさせていただきます。

資料3をご覧ください。基礎調査の実施目的についてでございますが、令和6年度から始まります第9期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための業務が、令和5年度に実施されます。

その策定に当たり、市民の生活状況や福祉ニーズを把握し、基礎数値を得るため、資料3に記載しております①から⑤の分野ごとに調査票を作成し、基礎調査を実施します。①から③については無作為抽出とし、④と⑤につきましては、すべての事業所等を対象に実施予定です。

実施の時期につきましては、年が明けて1月中には発送し、2月に郵送にて回収する方

法の予定です。前回実施した令和元年度の回収率を掲載しておりますので、ご参考ください。

また、基礎調査の結果につきましては、次回の運営協議会においてご報告させていただきますので、よろしくお願いします。

以上で、資料３の説明を終了します。

(榎本議長)

議件３「第９期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた基礎調査について」の説明がありました。

ご意見等がありましたら、発言をお願い致します。

(宗政委員)

アンケートというのは、対象年齢はどのくらいを対象としているのか、もう少し具体的に教えていただきたい。

(事務局 角田課長)

今のご質問で、アンケート調査をどのように実施するのか、特に団塊の世代、65歳以上の方々に対してでございますが、基本的に無作為抽出という形で、各年代大きなばらつきがないように、当然例えば70代が多い年代になりますと、それなりに多くアンケートの対象者の数になると思いますし、年齢が上になっていくほど人口が少なくなっていくので、無作為抽出する人数もそれなりに少なくなってきます。全体は人口構成比に比例した形での無作為抽出になることは、ご了承いただければと思います。

(宗政委員)

そもそも、80歳くらいの方は回答されることは可能でしょうか。

(事務局 角田課長)

無作為抽出ですので、80歳以上の方は、介護を受けていらっしゃる方もいらっしゃれば、まだ介護を受けなくても大丈夫な方もいらっしゃいます。仮に、介護が必要な方で、ある程度意思表示ができるような方であれば、ご家族が筆記の代理を行っていただければ可能かと思います。

(榎本議長)

他に、質疑等ございませんか。ご意見等がないようですので、お諮りいたします。

議件３「第９期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた基礎調査について」は、事務局から説明のありましたとおり、ご承認いただけますでしょうか。ご異議もないようですので、ご承認いただけたものと認めます。

(榎本議長)

続きまして、議件4「その他の①認知症高齢者の現状について」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局 田中主任保健師)

福祉総合相談センターで扱う認知症高齢者の相談や対応の現状について、報告します。本日配付の追加資料4をご覧ください。

まず、鴨川市の人口統計ですが、令和2年から4年までの推移を示しています。人口について、令和2年は、32,457人。令和4年は、31,523人であり、この3年で934人減少しています。高齢化率は記載のとおりで年々上昇し、令和4年は39.2%となっています。

世帯状況で見ますと、高齢者二世帯、高齢者の独居世帯とも年々増えています。認知症高齢者数については、要介護認定に必要な主治医意見書に認知症高齢者の日常生活自立度という項目があります。軽度認知症のⅠから、重度認知症のⅢまでのランクがあり、そのうち日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さがあり、誰かの見守りが必要という、Ⅱaの診断が出ている人数です。この数字を見ると、この3年間では横ばいの状況です。

資料2ページ、3ページの資料統計から解ることは、高齢化率が上がり、独居や高齢者のみの世帯が増えていることから、独居の認知症高齢者や認知症の人が、認知症の人の介護をする世帯の増加も見込まれ、家族で支えることも困難となることが予想されると思います。

2つ目に、警察からの情報提供書の受理件数の推移をご覧ください。警察からの情報提供書については、※印に記載しましたが、認知症の疑いがある人の保護等の事案があった場合、本人、家族の同意を得た上で、鴨川市福祉総合相談センターへ情報提供書を提出するものです。この取組は、平成31年から始まっており、今年度9月末までの実績は13件となっています。

介護認定で見ると、認定を受けている人が7人となっていますが、介護サービスの利用は3人のみであることから、認定は受けているがサービス利用につながっていないということがわかります。

3つ目に、認知症初期集中支援チーム員会議の実績をご覧ください。こちらは、本日配付の資料1-2、14ページに認知症初期集中支援推進事業として詳しい実績を記載しています。会議で扱った事例は15事例で、相談経路では警察からの相談が8件となっています。これは、先程の警察からの情報提供書による相談です。

4つ目に、認知症高齢者等見守りシールの実績ですが、今年度9月末までに既に6件の申請、交付があり、徘徊高齢者が増えていることがわかります。

福祉総合相談センターで対応した相談事例を記載しましたが、徘徊による行方不明の高齢者については、警察から市へ情報提供してもらい、市で訪問し、その後専門医の受診や介護サービスへつなげるよう支援をしています。

相談センターへの相談や警察への相談通報は、スーパーの店員が、「お店に来たお客さんの具合が悪い」や「車で来たお客さんが自分の車の駐車場所がわからなくなった」と、110 番通報したり、地元の商店の人が高齢者の様子がおかしいと思って、市へ相談するケースもあります。

その他、最近増えているのが、認知症高齢者の運転問題で、危ないから運転をやめさせたいと家族だけでなく、地元の駐在から相談センターへつながった事例もあります。

このように、認知症高齢者が増加していく中、認知症が進んでから警察を通して市につながるケースもあるため、まずは早期発見、早期治療が必要と考えています。

更に、認知症になっても地域で生活ができるよう認知症サポーター養成講座などで、認知症に対する理解を啓発しています。

また、家族のつどいや家族同士の交流のほか、医療機関、ケアマネジャーや介護サービス事業所と連携により、認知症高齢者とその家族を支える取組を継続して行きたいと思います。以上で報告を終わります。

(榎本議長)

事務局から、議件 4「認知症高齢者の現状について」の説明がありました。ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(金井委員)

私も、ご紹介いただきましたけれども、認知症初期集中支援チームと一緒に参加させていただいている関係で、少し補足させていただくと、まず統計として、鴨川市は今後人口減という状況がありますが、ただその中で高齢化率は上がっていき、今後向こう 10 年間くらいは認知症患者数というのは、試算すると微増していく計算となっています。これはあくまでも介護保険のベースの統計ですので、実際の認知症の方とのズレがあると思いますが、簡単に試算すると高齢者の中の 10%くらいが認知症という結果になっています。これが、今後向こう 10 年くらいは少しずつ上がっていくだろうということ。

あと、認知症高齢者見守りシールが、2 年前から始まりまして、正直まだ数が非常に少ないというように、私としては思っています。おそらく利用者全体で、何十件という単位で、利用されていてもおかしくないと思っていますので、もう少し数を増やせるように力を入れていただければと思っています。

実際の見守りシールを始めて、まだ数が少ないので、効果を検証するだけの数が集まっておりませんが、今後は、効果検証の数値も出して行ければと思います。以上です。

(和泉委員)

介護老人保健施設たいようの和泉です。認知症の方が、少しこれからも増えるというお話を伺いながら、家族が看るのは大変かなと思っています。ただ、認知症になって、施設に入所される方もたくさんいらっしゃいますが、施設に入っている認知症の方だと、何で自分がこの施設に入ったのかとか、家に帰りたいというご希望が見られる時があります。

そういった部分でも、住み慣れた地域、ご自宅で出来るだけ生活ということを謳っていましたが、認知症サポーター養成講座等をされていますけれども、もう少しご自宅で安心して暮らせるような仕組みが出来るといいなと私は思いますけれども、鴨川市からはどうかよろしくお願いします。

(榎本議長)

それでは、認知症のシールの件ですが、担当課からご説明したいとのことですので、PRを含めてということになるのでしょうかけれども、よろしくお願いします。

(事務局 福祉総合相談センター 門脇副主査)

鴨川市総合相談センターの門脇と申します。認知症見守りシール交付事業ですが、このチラシに表示されている真ん中に QR コードが付いております。こちらを、一人に対して 30 枚交付させていただいています。この QR コードに表示されるものとして、徘徊高齢者・徘徊の恐れのある高齢者のお名前、生年月日、既往歴、特徴というものを事前に登録をさせていただいて、QR コードを読み取るとそれが表示されるようになります。

事前に、家族とケアマネジャー等のメールアドレスを登録させていただきますが、QR コードを読み込むと登録してある家族、ケアマネジャーに、QR コードが読み込まれましたという通知が行きます。そこで、徘徊していることが確認され、QR コードが読み込まれましたという表示の後に、個人情報は一切外に出ることはありませんが、発見された人と発見した方と家族の方とのメールのやりとりで、例えば「今、鴨川市役所で保護されています。体調は特に変わりないです。」とか、「ちょっとケガしています。」等の家族とのやりとりが出来て、「今から迎えに行きます。」等と記載が出来ます。

よって、保護されたらすぐに家族との連絡がつくようになって、早期保護という状況になります。

(事務局 角田課長)

和泉委員から、施設入所されている方の認知症高齢者の関係でございしますが、確かに仰るとおり、住み慣れた地域でいつまでもご自宅で過ごしていただくというのは、誰しも同じ願いかと思います。そういったことが出来るように、各サービス事業所やケアマネジャーと連携を取りながら、対応していきたいと思っております。

今回ご案内させていただきました、認知症シールもその一つでございまして、やはりここは地域の皆様方のご協力も必要となってきます。QR コードシールが、認知症高齢者の衣服にさりげなく付いております。そのような方々の行動の異変に対する気付き、制度の理解の協力を得ながら、発見につなげられるという仕組みが一つ考えられます。

そのような制度を活用しながら、地域の皆様と各サービス事業体、ケアマネジャー、金井先生等々の認知症専門の医療機関と連携を取りながら、見守ってお家で過ごせるような仕組みが目標でございしますので、頑張って取り組んで参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(和泉委員)

我々と鴨川市の方だけでは、なかなか難しい部分があり、地域住民の方の協力というのは、非常に重要だと思います。そのような啓発活動をよろしくお願ひしたいと思います。

(榎本議長)

他に質疑等ございませんか。折角の機会ですので、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(事務局 石井係長)

事前に、酒井委員より3つ程、本日質問をいただいておりますので、ご質問と回答をさせていただきます。

まず1点目ですが、ケアマネジャーが作成するケアプラン表の作成料について、今後、利用者の自己負担導入の話があるが、いくらするものなのかということでご質問をいただきました。

ケアプラン料については、現在、全て10割が介護給付費から賄わせていただいております。利用者からの自己負担がないような形を取っておりますが、ケアマネジャーに各事業所に払う金額、1件につき介護度によって異なります。介護度1あるいは2につきましては、ケアマネジャーの取扱総件数が40件未満の方については、10,760円、介護度3・4・5、重度の介護度の支払いについては、13,980円となっております。

ちなみに、取扱件数が60件以上の担当するケアマネジャーになりますと、3分の1以下の金額になりまして、介護度1、2については、3,230円、重度の介護度3、4、5につきましては、4,180円となっております。

ちなみに、要支援につきましては、要支援1、2については1件あたり、4,380円となっております。

2つ目のご質問ですが、市内の特別養護老人ホーム3箇所ございます。現在、コロナの関係で面会については制限がある中で、面会状況はどうなっているのかのご質問をいただきました。各事業所に確認をさせていただきましたところ、千の風・清澄につきましては、基本的にはガラス越しでの面会という形です。ガラス越しのため、直接声を聞くことはなかなか難しいのですが、お姿を見ることができるということで、時々、オンラインを活用する場合もあるとのことでした。

長狭地区にあります、南小町ですが、やはりこちら原則ガラス越しが多いというお話でした。こちらは、オンライン等での面会は、ほとんど行っていないということでした。南小町につきましては、現在拡大が抑えられている中ですが、当面、対面での面会は検討していないというご回答でした。

最後、めぐみの里につきましては、原則オンラインでの面会で、ラインやズーム等で、オンラインを活用して面会を行うようで、ガラス越しでの対面の面会は、どうしても希望があれば行っているというお話でした。めぐみの里につきましても、感染者が抑えられて

いる中、直接の対面ということも、前向きに検討していくというご回答をいただきました。

最後の3つ目、要介護1、要介護2の市町村への移行、サービスについては、相談センターの平川からご説明させていただきます。

(事務局 福祉総合相談センター・長狭 平川副主査)

総合相談センター・長狭の平川と申します。酒井委員よりご質問のありました、要介護1、2の方に対する市町村事業への移行は、ということでご質問いただいております。

平成27年から、要支援認定者につきましては、日常生活総合支援事業という市町村事業の方に介護予防通所介護、介護予防訪問介護が移行されております。その時の人数が約200名ということで、200名の方が一年かけて介護認定等が引き換えの際に移行したという経緯があります。

今回ご質問いただきました、要介護1、2の地域支援事業への移行につきましては、令和3年の介護保険制度の改正において、すでに今まで総合事業を利用していた方が、要介護になった場合に限り、サービスが切れることなく継続して利用が市町村の判断で出来るという形となっておりますが、要介護者が状態が悪化したということになりますとそれなりにお体のご様子であったり、認知症が悪化して、専門的なサービスが必要になってくるということから、現在は給付ということで今までどおりで変わっておりません。

ただ、これから国の方も令和6年度の制度改正に向けて、色々と審議会等において今後の制度を見直していくということが出てくると思われますので、国の動向を注視しながら、状況に応じてということになっていこうかと思えます。以上です。

(酒井委員)

先月、いすみ市の特別養護老人ホームに私の叔母が入所しておりまして、訪問したところ、対面はできるが予約制なので、予約してから来てくださいと言われました。市内の3箇所の特別養護老人ホームのことをお聞きしたのが1点と、先程のケアプラン料と要支援1、2の件ですが、年末に厚生労働省の社会保障審議会で、いくつかの点が論議されることが予定されておりますので、そのことについてお伺いいたしました。ありがとうございました。

(磯貝委員)

最近の傾向として免疫力が低下となり、带状疱疹にかかる人が増えているという現状がある中、テレビ等で带状疱疹のワクチンが出てきて、接種したいけれども金銭的負担が高いようです。ワクチンは、安いもの、高いものとあるようですけれども、高いワクチンは免疫力が高いということだそう。しかし、高いワクチンを選ぶと、2回受けなくてはならないので、1回目が4万円、2回目は2万円位と言われている。今後、带状疱疹にかかり入院するような厳しい状況になってきた場合、市としても医療負担がかかってくる。予め、ワクチンがあるならば、それを対応することによって、少しでも医療負担が軽減できるのではないだろうか。鴨川市独自の減免というものを是非ご検討いただきたいと思います。

(事務局 保健予防係 野村主任保健師)

带状疱疹のワクチンについては、市の公的な助成を行っているところの情報を現在持ちあわせておりませんので、今後の情報を集めながら、前向きに検討して参りたいと思います。ありがとうございます。

(長谷川市長)

皆さんから、大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。感謝を申し上げます。今後の介護保険制度の運営につきまして、是非参考にさせていただきながら、動いて参りたいと思います。

総論的に、私の思いも含めまして、お話をさせていただきます。なんと言っても、健康寿命をいかに延ばすかどうか、これにかかってくるだろうなというように思っております。従いまして、今後、市といたしましても、健康で長生きできる、活動できる、こうした人達をどう構築していくのか、こうした視点に立って、色々な施策を考えて参りたいなと思っております。

一つは、いま健康マイレージ等々の中で、多くの人達が運動してもらい、動いてもらうというような取組をしているところですが、実は先般、シンポジウムがございました。医療から地域の福祉へというようなことに対しての話でしたが、その中で講師の先生が仰っておりました。やはり大事なのは、野菜をしっかりと食べるということと、運動することと、筋力を鍛えるということが大事だというお話がありました。

そうした中で、市として健康マイナポイントの制度も、取組んでいるところでございますが、なかなか進まない。健康な人ほど、自分は大丈夫だということで。しかし、日頃から運動していくことが極めて大切であり、それを体感として持つことが大切だという話がありました。

そういう意味において、いかに健康で過ごせるかどうか、それには食生活と日頃の運動、これをどう高めていくかの対応策をしっかりと我々が考えていかなければならないと思っております。

そしてまた、これは2025年問題の後期高齢者について話題になりましたが、実は今、幼稚園あるいは保育園、いわゆる学校に上がる前の子どもたちの体力、体幹が落ちているという話がございます。これは推計にも現れております。もちろん、これはコロナの影響ということもあるでしょうが、そうした面においても小さな子どもたちですが、実は鴨川市に第三セクター鴨川スポーツコミッションというのがあるのですが、ここに委託をしまして、小さいうちから体を動かすことを習慣化していけるような取り組みをしていくことが必要だと思っておりますので、そのような面でもご理解をいただければありがたいと思っております。

2つ目といたしまして、先程、金井先生からお話ございました介護人材の養成、不足。実はこれは、介護職員のみならず、看護師や保健師の方たちも不足してきておりまして、実は、国保病院新しく設立しましたが、そこに従事する医療介護者等々も、厳しい状況に

あり、この状況をどう確保していくか、それが本市の大きな課題となっております。

そうした中で、特に介護人材につきまして、先程外国人の受入体制を整えたらどうか、というお話がございました。そのとおりでございまして、今、県もこれについてプログラムができているところですので、県は県としてやっていただくわけですが、市としてこれに対する応援体制ができるかどうか、今考えているところでございますので、まだこれには当然のことながら、予算が伴うものですから、しっかりと考えて参りたいと思っております。

高齢者が、外に出かける、外に出ることが大事だというお話がありましたが、そういう意味におきまして、認知症になった方が徘徊する等の現状において、地域包括支援システムをしっかりと構築していく。住み慣れた土地で、皆さんと一緒に生活しながら生活できるような、すばらしい街を作り上げることが出来ればいいなと、そういう意味で、医療、介護、それに対する予防、更には生活支援を含めた中で、皆で考えるまちづくりをしたい、それには、地域で見守る体制、その自治組織をどうしたら作り上げることができるのか、一つの市としても重要課題となっているところですので、皆様方も地域の中でそのような活動に対して、お力添えいただければ大変ありがたいと思っております。

最後に、磯貝委員さんからご質問のありました、ワクチンのことについてですが、まさに大変重要な課題でございまして、国、県への要望活動も含めながら、この体制を整えて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

総論的な話になりますが、健康で長生きできるまちを作り上げていくには、しっかりとした食生活と運動する。これを日常化していくことが出来るまちづくりを目指すことがいいのかなという思いもしているところですので、引き続き、こうした視点に立ってのご支援、お力添えを賜ればありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

持続可能な介護保険制度の構築が、何よりも求められているところでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(榎本議長)

他に、何かございますか。無いようですので、以上をもって議事は終了とさせていただきます。

本日は、皆さんから多くの貴重なご意見を頂き、また、円滑な議事進行にご協力を頂きまして、ありがとうございました。

また、事務局におかれましては、本日、皆さんから提案された意見や提言を踏まえて、介護保険の適正な運営に取り組んで頂きたいと思えます。それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局 笠井課長補佐)

榎本会長、ありがとうございました。会長のお言葉にありましてとおり、本日頂いたご意見を踏まえまして、引き続き介護保険事業の適正な運営を行って参りたいと存じます。

続きまして、その他といたしまして、事務局より連絡事項がございます。

(事務局 石井係長)

本日、第1回目の会議になりますが、令和4年度は3月にもう1回、会議を予定しております。またその際には、数か月前に私からご連絡させていただきます。3月中旬になるかと思います。どうぞ、ご予定よろしく願いいたします。

(事務局 笠井課長補佐)

では、また3月によろしく願いいたします。その他、何かご質問等はございませんでしょうか。

では、無いようですので、以上をもちまして、令和4年度第1回鴨川市介護保険運営協議会を閉会いたします。

長時間に亘り、ご審議いただきありがとうございました。

【終了時刻 午後3時10分】

令和5年1月11日

委 員 和泉 悟